

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十四年十二月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百五十二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(植物防疫法の一部改正)

第六十条 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項を削る。

第六条第一項第二号中「第二条第五項の電子計算機」を「植物防疫所の使用に係る電子計算機
出力装置を含む。」に改める。

第九条の二を削る。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣
片山純一郎
森山眞弓
川口順子
塩川正太郎
大島理森
平沼赳夫
林 寛子
鈴木 一
環境大臣
国土交通大臣
経産大臣
農林水産大臣
財務大臣
外務大臣
法務大臣
総務大臣